

令和3年度山形県就労継続支援B型事業所利用者生活安定支援金に係るQ & Aについて

※ Q & Aは県ホームページに掲載し、必要に応じて随時更新します。

A 制度全般

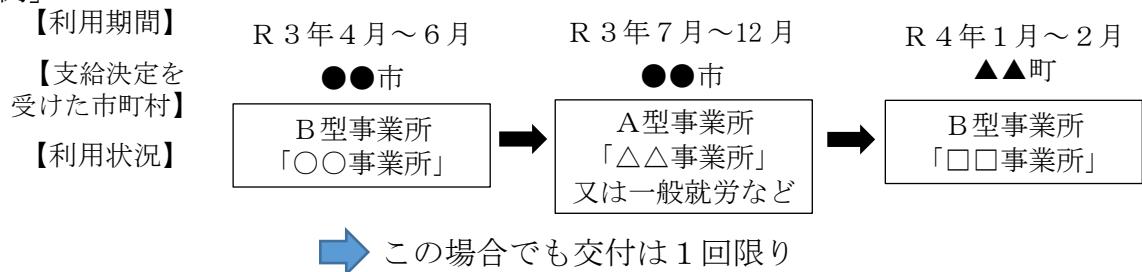
問 A1 支援金の交付対象者が受領できるのは1回限りか。

(答)

支援金の交付は、交付対象者1人に対して1回限りです。

支給決定を受けた市町村が変わったり、利用する事業所が変わった場合でも、支援金の交付は1回限りです。

[例]



問 A2 支援金の交付対象者で「市町村から支給決定を受け」とは、暫定支給決定も含むのか。

(答)

暫定支給決定も含まれます。

問 A3 令和4年3月が対象期間に含まれていないのはなぜか。

(答)

申請書のチェックや支援金の支払いに関する事務処理に要する日数を確保するため、対象期間を令和4年2月末までとしています。

問 A4 委任状がないと一括申請できないのか。

(答)

支援金の申請と受領について交付対象者から委任を受けた事実関係を明確にするため、委任状は不可欠です。

問 A5 委任状の写しを県に提出する必要があるか。

(答)

委任状の写しを県に提出いただく必要はありません。それぞれの就労継続支援 B 型事業所（以下「B 型事業所」という。）において適切に保管してください。

問 A6 支援金は就労支援事業会計に繰り入れてよいか。

(答)

支援金の交付対象者は利用者本人であり、B 型事業所には、利用者からの委任に基づき、県への交付申請と県からの支援金の受領を代行していただくものです。従って、B 型事業所が県から受領した支援金は預り金となるため、就労支援事業会計への繰入れは想定していません。

問 A7 以前山形県内の B 型事業所を利用していたがそこを退所し、現在は山形県外に居住している場合、支援金の交付対象者になるか。

(答)

支援金の交付対象者にはなりません。支援金の交付対象者になるには、交付申請時点で県内に居住している必要があります。

B 交付申請

問 B1 交付申請書類の「受給者証番号」は何のために記入するのか。

(答)

同一人に対して支援金を複数回交付することを防ぐため、受給者証番号を用いてチェックします。

問 B2 支援金の交付対象者が複数の B 型事業所を利用している場合、交付申請はどの利用事業所で行うのか。

(答)

利用実績が多いほうの利用事業所から申請するなど、実態に応じて適宜判断してください。

なお、対象期間内に B 型事業所を異動した場合は、直近の利用事業所において申請を行ってください。

問 B3 一括申請後に別のB型事業所から利用者が異動してきた場合はどうなるか。

(答)

異動してきた利用者に対して支援金の申請又は受領の有無について確認していただき、申請も受領もしていない場合には申請手続きをお願いします。

問 B4 以前B型事業所を利用していたが、現在退所している場合、どのように申請するのか。

(答)

県に対して直接申請を行ってください。

ただし、B型事業所の同意があれば、B型事業所に委任状を提出して手続きを代行してもらうことは差し支えありません。

問 B5 一括申請の場合、事業所内の対象者全員の委任状がそろわないと申請できないのか。

(答)

対象者全員の委任状がなかなかそろわず、これにより申請の遅延が見込まれる場合には、委任状がそろった利用者の分を先行して申請していただいて結構です。残りの利用者の分は後日追加で申請してください。

問 B6 同一の交付対象者について複数のB型事業所から重複して申請があった場合はどうなるか。

(答)

県において重複チェックを行い、既に支援金を申請・受領した人の分が含まれていることが判明した場合は、その分を減額して交付決定します。

問 B7 個人申請の場合、B型事業所を利用したことが分かる書類を添付する必要があるのか。

(答)

証明書類の提出は不要です。支給決定の有無や利用実績については県で調査します。

問 B8 既に退所した利用者の分も含めて一括申請してもよいか。

(答)

既に退所した方であっても、委任状の提出を受けてB型事業所が手続きを代行することは差し支えありません。

問 B9 申請者一覧表に記載する「住所」の考え方は。

(答)

申請者一覧表には受給者証に記載してある住所を記入してください。

C 支援金の配分

問 C1 交付対象者への支援金の配分方法は現金手渡しに限られるのか。

(答)

交付対象者への支援金の配分方法は、必ずしも現金手渡しに限るものではありません。実態に応じて事業所において配分方法を決定してください。

問 C2 「すみやかに交付対象者に支援金を配分」とあるが、県から交付を受けた当月の工賃支払いと合わせて配分することは可能か。

(答)

可能です。すみやかな配分に御協力をお願いします。

問 C3 一括申請後に利用者が退所するなどして、B型事業所が県から受領した支援金を利用者本人に渡せないときはどうなるのか。

(答)

利用者本人に連絡を取っていただき、支援金を利用者本人に渡してくださるようお願いいたします。

問 C4 どうしても本人と連絡がつかず、最終的に支援金を本人に渡せないときはどうなるのか。

(答)

最終的には、B型事業所から県に対して状況説明書（任意様式）を提出いただき、交付できなかった支援金を返納してもらうことになります。

問 C5 領収証は事業所独自のものを使用してもよいか。

(答)

領収証については、交付申請の際に提出した申請者一覧表に押印したものでも、個人ごとに別葉の領収証に押印してもらっても、またその様式も任意のもので結構です。ただし、実績報告時に領収印の押してある書面の写しを提出いただくことになります。

問 C6 県から受領した支援金を利用者の口座に振り込む場合、送金手数料を 5,000 円から差し引いてよいか。

(答)

お尋ねのケースは、5,000 円から送金手数料を差し引いた金額しか利用者に渡らないことになるため認められません。

D 実績報告

問 D1 一括申請を 2 回に分けて行ったが、実績報告も 2 回に分けて行う必要があるか。

(答)

B型事業者が複数に分けて交付申請を行った場合の実績報告については、全員分をまとめて報告していただいで結構です。

問 D2 個人申請の場合も実績報告は必要か。

(答)

個人申請の場合は、改めて実績を報告していただく必要はありません。

※ Q&Aは県ホームページに掲載し、必要に応じて随時更新します。